

木造家屋建築工事で働く皆さんへ

皆さん、こんにちは！

私たちは「木造家屋建築工事で働く人たちの労働災害を撲滅しよう！」という理念のもと、関係9団体で構成する、

京都木造家屋等建築工事労働災害防止対策協議会

(通称「木建協 (もっけんきょう)」)

です。

昭和55年に設立し、京都府一円での安全パトロールや労働災害防止研修会、安全衛生意識の啓蒙など、様々な活動を続けてきました。

「怪我と弁当は自分持ち」ではなく、「行ってきます」と朝に家を出たら、「ただいま」と夕方家に「無事帰る」。

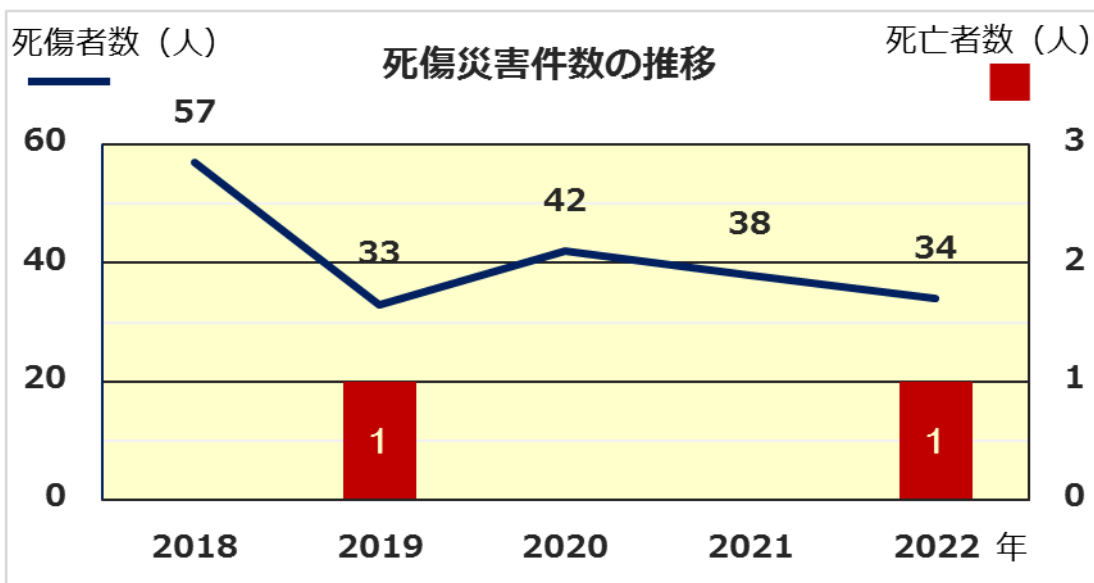
そのための労働災害防止のポイントをまとめましたので職場単位でぜひ実行してください。ご安全に！



京都ゼロ災3か月運動
「無事帰る (蛙)」ロゴマーク
(令和5年度版)

<協議会構成メンバー>

建設業労働災害防止協会 京都府支部
全京都建築労働組合
京都府建築工業協同組合
京都府瓦工事協同組合
京都府板金工業組合
京都左官協同組合
京都府塗装工業協同組合
京都府電気工事工業組合
全京都建設協同組合



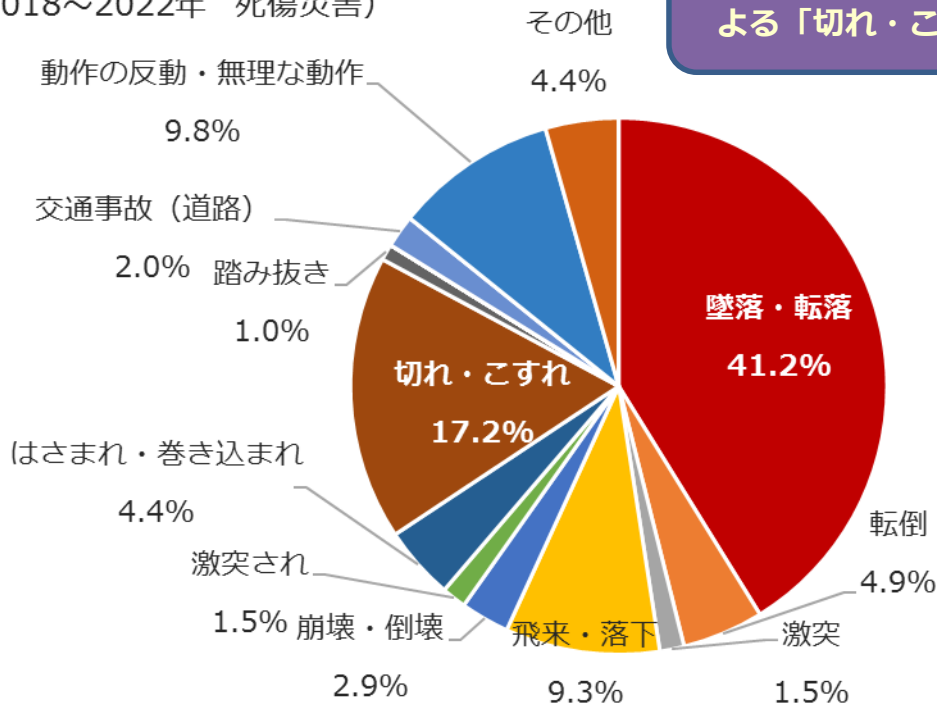
※ 死傷者数は、死亡または休業4日以上労働災害。

※ 休業4日以上死傷者数は労働者死傷病報告、死亡者数は死亡災害報告による。

労働災害発生状況（2018～2022年）

事故の型別発生状況

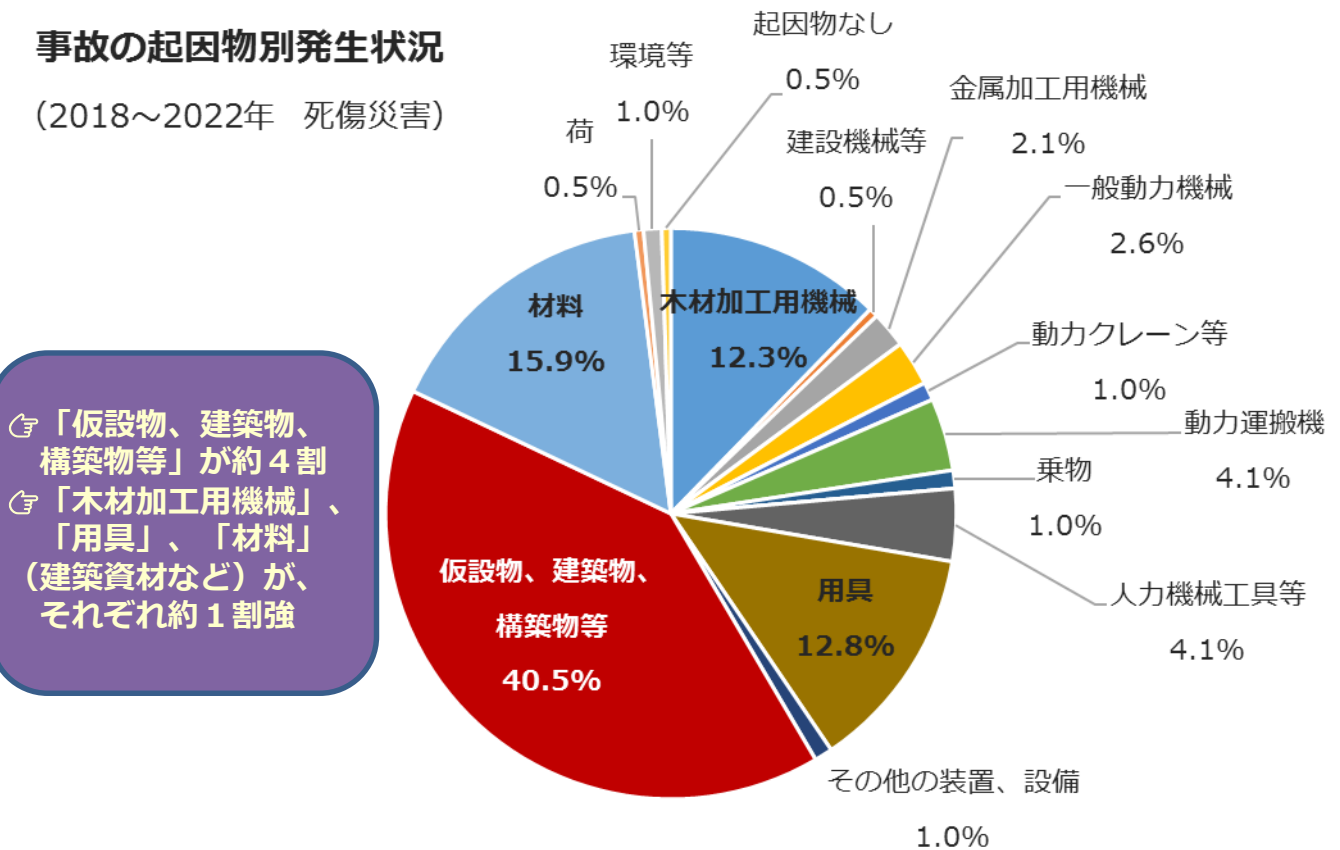
(2018～2022年 死傷災害)



「墜落・転落」が4割以上
丸のこ、動力機械などによる「切れ・こすれ」が2割弱

事故の起因物別発生状況

(2018～2022年 死傷災害)



「仮設物、建築物、構築物等」が約4割
「木材加工用機械」、「用具」、「材料」（建築資材など）が、それぞれ約1割強

労働災害防止のポイント

1 現場作業指揮者

現場ごとに必ず作業指揮者を決め、関係作業者に周知したうえで、作業指揮者の直接指揮のもと、安全作業を進めてください。

2 木造建築物の組立等作業主任者の選任

「軒の高さが5メートル以上」の木造建築物を組み立てるときは、資格を持った作業主任者（法定の技能講習が必要）を選任し、作業者を直接指揮してください。

3 墜落、転落災害の防止

(1) 「高さ2メートル以上の高所」での作業には、本足場を設け、作業床（注1）の上で作業してください。

(注1) 幅40センチメートル以上、床材間の隙間は3センチメートル以下、建地と作業床との隙間は12センチメートル未満とすることが必要です。

また、作業床には、高さ85センチメートル以上の手すり、中さん、幅木を設けることが必要です。

(2) 足場を設けることができない場合は、足がかりを設け、墜落制止用器具（注2）を必ず使用してください。

屋根上で作業する場合は、外部足場の上端を屋根先より1メートル以上突出し、手すりを設けるか親綱を張るなどにより、作業員に墜落制止用器具（注2）を使用させて下さい。

(注2) 高さ5メートル以上の場所では「フルハーネス型」の墜落制止用器具の使用が必要です。

(3) スレート、木毛板等の屋根作業は踏み抜き防止のため、幅30センチメートル以上の歩み板を使用してください。

(4) 高さ又は深さが1.5メートルを超える場所の昇降には、丈夫なはしご等を設けて使用してください。

(5) 保護帽（ヘルメット）を着用してください。保護帽は型式検定合格品が必要です。

4 感電による労働災害の防止

現場近くに配電線がある場合は、電力会社に連絡し防護措置を取ってください。また、配電盤がある場合は、必ず点検してください。

5 木材加工用機械による労働災害の防止

木材加工用機械には、安全装置を必ず取り付け、有効に作動しているかどうか点検のうえ、使用してください。丸のこカバーをひも等で固定しないでください。

6 労災保険の加入

他人を雇用している事業主の方は、必ず労災保険に加入してください。ただし、下請の場合は、元請の保険に含まれるので加入手続きは不要です。

いわゆる「一人親方」「フリーランス」の方で希望される場合は、労災保険に特別加入ができます。手続きは最寄りの労働局、労働基準監督署でお尋ねください。

